

平成27年10月1日作成
先端科学イノベーション推進機構
平成27年10月1日
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長裁定

先端科学イノベーション推進機構起業支援部門ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー管理設備「ナノ粒子アナライザー一式」の管理及び使用に関する取扱いについて

(趣旨)

第1 この取扱いは、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）において管理するメイワフォーシス ナノ粒子アナライザー (qNano/HSMB) 及びエアプレッシャーモジュール他 (qVPMH/47HSM, 制御用 PC) (以下「ナノ粒子アナライザー一式」という。) の管理及び使用に関し、必要な事項を定める。

(物品管理責任者)

第2 ナノ粒子アナライザー一式の物品管理責任者（国立大学法人金沢大学固定資産等管理規程第2条第1項第9号に規定する物品管理責任者をいう。）は、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長（以下「ラボラトリー長」という。）とする。

(物品管理担当者)

第3 運営・管理にあたっては担当を置き、本学職員あるいは準ずる者の中からラボラトリー長が指名する。

(ナノ粒子アナライザー一式の保管場所)

第4 ナノ粒子アナライザー一式の保管場所は、ラボラトリーのセミナールームとする。

(使用資格)

第5 ナノ粒子アナライザー一式は、次に掲げる者のうち、次項に定める者が使用することができるものとする。

- (1) 本学のラボラトリー施設に入居している者
- (2) 本学の先端科学イノベーション推進機構のインキュベーション施設に入居している者
- (3) その他ラボラトリー長が適当と認めた者

(使用申請)

第6 設備の使用手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) ナノ粒子アナライザー一式を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用申込書（ナノ粒子アナライザー一式）に必要な事項を記入のうえ、ラボラトリー事務室に提出し、使用の許可を受けるものとする。
- (2) 担当あるいは事務員は使用申請を承認したときは申請者に、その旨を通知するものとする。

(使用許可の取消し等)

第7 担当あるいは事務員は、前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用許可の条件に違反したと認められるとき、又は管理上支障があると認められるときは、当該使用の許可を取消し、又は当該使用を中止させることができる。

(使用者の心得)

第8 使用者は、本取扱い、使用上のルール及び注意事項を遵守しなければならない。

- 1 使用者は、ナノ粒子アナライザー一式の使用に当たっては、担当及び事務員の指示に従わなければならない。
- 2 使用者は、承認された目的以外にナノ粒子アナライザー一式を使用してはならない。
- 3 使用者は、機器の故障あるいは異常を発見したときは、直ちに使用を中止し、速やかに担当あるいは事務員に報告しなければならない。
- 4 使用者は、事故防止に十分注意を払わなければならない。

(損害賠償)

第9 使用者は、その責に帰すべき事由により、ナノ粒子アナライザー一式を滅失、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 1 使用者は、ナノ粒子アナライザー一式の使用により受けたあらゆる障害を自己責任によるものとし、損害・傷害賠償責任を請求しない。

(受益者負担)

第10 使用者は、ナノ粒子アナライザー一式を無料で使用することができる。ただし、ラボラトリー長が特に必要と認めたときは、使用料等の必要経費を使用者に請求することができる。

- 1 使用者は、ナノ粒子アナライザー一式の使用に係る消耗品を負担しなければならない。
- 2 使用中にケース内の消耗品を補充する必要性が生じた場合、使用者負担で購入して補充した上で返却しなければならない。

(雑則)

第11 この取扱いに定めるもののほかナノ粒子アナライザー一式の管理及び使用に関し必要な事項は、ラボラトリー長が別に定める。